

特別区設置協定書（案）変更点对照表 ポイント

〇五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整：2.（四）特別区財政調整交付金の総額の特例

⇒国からの意見を受けて書きぶりを変更（第 33 回協議会資料 3 参照）

〇別表第 1－3（中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務）

：母子及び父子並びに寡婦福祉法の条項の追加

⇒国と相談した結果、事務分担を「大阪府」から「特別区」に変更（第 34 回協議会資料 2 参照）

〇別表第 1－3

：土壤汚染対策法・同法施行規則の条項の追加

⇒国からの意見を受けて条項を追加（第 33 回協議会資料 3 参照）

〇別表第 1－5①（任意事務）：河川事業の追加

⇒国からの質問を受けて検討した結果、項目を追加（第 33 回協議会資料 3 参照）

〇別表第 1－5①（任意事務）：全国瞬時警報システム（J アラート）運用管理事務の文言の修正

⇒国からの意見を受けて書きぶりを修正（第 33 回協議会資料 3 参照）

〇別表第 1－5②（道路・河川・公園等に係る事務）：道路事業（大阪府）国直轄事業負担金事務

⇒国からの意見を受けて書きぶりを修正

〇別表第 2－1－2（淀川区が全ての特別区を代表して承継する第 2 区分に係る財産）

：「委託料返還等請求事件和解金（介護保険事業）」の削除

⇒平成 30 年度に債権回収済みのため

〇別表第 2－2－1（大阪府が承継する第 2 区分に係る財産）

：「地方独立行政法人大阪市立工業研究所」から「地方独立行政法人大阪産業技術研究所」への変更

⇒平成 29 年度に大阪市立工業研究所と大阪府立産業技術総合研究所が統合し名称変更したため

〇別表第 2－2－1：「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所出資」の追加

⇒平成 29 年度に大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門を統合し独法化したため

〇別表第 2－2－1：債権欄の「母子福祉貸付金」等の削除

⇒母子福祉貸付金等の承継先を大阪府から特別区に変更したため

〇別表第 2－2－1：「東洋陶磁美術振興基金」の削除

⇒平成 31 年度の独法化（大阪市博物館機構）に伴い、基金を移管したため

〇別表第 2－4（財産処分）・2－5（財産・債務目録）

⇒母子福祉貸付金等の承継先を大阪府から特別区に変更し、数値等を変更したため